

地 域 再 生 計 画

(道整備交付金)

地域再生計画の名称 : 定住と人・物・情報の交流を促進する便利で
安全な町の基盤づくり

【計画期間 平成22年度～平成26年度】

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

定住と人・物・情報の交流を促進する便利で安全な町の基盤づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、和歌山県日高郡日高川町

3. 地域再生計画の区域

和歌山県日高郡日高川町の全域

4. 地域再生計画の目標

日高川町は、和歌山県の中央部日高郡の北部に位置し、平成17年5月1日に市町村合併(旧川辺町・旧中津村・旧美山村)により誕生した町です。

東西約35km、南北約10km、総面積331.65km²の東西に細長い形をしており、和歌山県内では田辺市、有田川町に続いて3番目に広い面積であり、東は田辺市、南は田辺市及び印南町、西は御坊市及び日高町、北は広川町及び有田川町と接しています。

町の中央部には日高川が東西に大きく蛇行して流れ、道路網が整備される前は、川が交通路であり文化の発信元でもあったため、川の流れに沿って集落が形成されています。

本町は温暖な気候に恵まれ、川上の森林地域では、千両・サカキ・高野マキ等の花木栽培や椎茸、また日本一の生産量を誇る紀州備長炭があり、川中から川下地域にかけては、和歌山県の主要産物である柑橘類の栽培、豆類(ウスイエンドウ)、花卉(カーネーション・バラ)等が生産されています。

交通アクセスでは、大阪中心部より電車で約90分、車で高速を利用し約70分の比較的地の利を得た場所です。町内には、近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、川辺インターチェンジが設置されているほか、和歌山市方面に通じる国道424号が町の中央部を走るなど、広域アクセスにも比較的恵まれています。

第二県土軸の最大の難所であった国道424号修理川バイパスが、平成21年に完成したことによって、異常気象等による国道42号の分断に対しても迂回路が確保でき、和歌山県の道路ネットワークの骨格が極めて安定しました。また、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震の際に、万が一津波等で国道42号が寸断された場合にも、人・もの・情報をつなぐ“命のパイプ”となることは間違いありません。

このほか町内の道路網は、主要県道御坊美山線・御坊中津線を中心に主要県道6路線、一般県道6路線、町道556路線によって構成されていますが、道路整備は全体的に遅れており、いまだ車両の対向が困難な箇所・狭隘な箇所・急カーブなどの改良を要する箇所が多いほか、通行不能になると集落が孤立する路線もあります。

時代は今、地方分権、少子高齢化、情報化・国際化の進展などにより大きな転換期を迎えています。新時代に誕生した本町は、このような社会の変化に適切に対応し、母なる清流「日高川」を共有し、古くから恵まれた広大な自然や歴史・文化など個性

あふれる地域資源を活かした「自主自立」の意識を持って、生き活きとした住みよいまちづくりを目指しています。このため、古来より日高川がこの地域を育んできたように、新たな流れ「川・道・通信」をキーワードとして、かけがえのない自然を育み、また、一層活発な人と物の流れにより暮らしを育むことを町の基本方針としています。

この3つの流れを軸に各地域の豊かな自然資源や歴史・文化を受け継ぎながら、地域住民と行政が一体となり、地域の潜在能力の発掘や地域特性を総合的・一体的に開発することで、新時代に対応する地域振興施策の推進や、新たな日高川文化の創造・発信拠点をめざすことを再生の基盤として位置づけています。

以上の地域再生プランを総合的・一体的に推進するとともに、異常気象等による風水害など災害時における緊急アクセス路を確保するため、林道・町道・県道のネットワークの強化を図り、安全で快適な通行を確保するための整備を進め、都市との交流を積極的に図り、地域社会の自主自立を目指します。

このため、「定住と人・物・情報の交流を促進する便利で安全な町の基盤づくり日高川地域再生」として、以下の整備を行います。

町道の整備→国道424号の山間部を通過する区間は、崖崩れ等の災害の危険性が高く、災害発生時には、人・もの・情報をつなぐ“命のパイプ”が寸断される恐れがあり、早急に救援ルートを確保することが必要不可欠です。しかし、以前から度重なる災害発生時の代替道路にもなり、更に産業道路としての役割をも果たす「町道打尾浅間峠線」「町道皆瀬打尾線」は、幅員3.2～3.9mと大型車の通行が困難で緊急時にはその役割を發揮できないのが現状であります。そうした中、平成23年の台風12号による激甚災害時には国道424号が通行止めとなるなか、唯一代替道路として「町道皆瀬打尾線」は効果を發揮し、その必要性を再認識された路線であり早期に改修する必要があります。このため、緊急輸送道路のアクセス道路となりえる町道の早期整備は、本町における喫緊の課題となっています。特に大型車の通行が不可能な箇所を重点的に整備することによって、地域住民の災害や緊急時の避難路としての機能が強化され、安全で安心な生活が確保できます。

また、町内の三百瀬・伊藤川・藤野川・山野等の各地区を連絡する販路の確保となる道路も必要不可欠です。「町道藤野川大又線」は、こうした森林資源等の販路として必要で、現存する林道とのネットワークの強化により更なる効果を發揮します。しかし、経済効果を見込める道路にも係わらず、現状は2.5mと非常に狭隘で、大型車の通行が不可能な状況となっています。

また、平成22年4月より本格的に自然エネルギーの町づくりとし、日高川流域の森林で発生した間伐材等を燃料化するバイオマスエネルギー事業を全国で初めて取り組んでおり、現在は町内の3温泉施設で活用しています。今般、原油価格の高騰など世界情勢に左右されるなか、

木質パウダーは安定価格で供給でき、二酸化炭素削減、地球温暖化防止など地球環境にもやさしいことから、エコ農業としてハウス施設への木質パウダーボイラーの導入が期待されているなか、さらなる需要の拡大が考えられ、森林地域からの搬出経路でもある「町道皆瀬打尾線」「町道藤野川大又線」は、搬出車両による大型車の混入量が多く見込まれることから、狭隘で急カーブな箇所を整備することにより地域住民の安全で安心な生活道路の確保と共に、大型車で搬出により安定した木質パウダーの需要を確保し、自然エネルギーを活用したエコの町づくりを進めるものです。

林道の整備→日高川町は備長炭の生産量が日本一であり、原料となる「うばめがし」の供給に加え、昨今の木質バイオマス事業への取り組みの活発化により、原料となる間伐材の供給増が急務となっています。森林組合が林業の充実を図ろうとしている折、森林作業の効率化、生産コストの縮減を図り、日高川町として生まれ変わった旧町村が連携していく上でも、「林道滝の上八斗蒔線」及び「林道新行線」の整備が必要です。

しかしながら平成23年の台風12号による激甚災害により林道も甚大な被害を受け、計画整備区間までのアクセス道路が通行不可能となり、工事再開を目指し災害復旧工事を迅速に行っているところです。そうした中、「林道滝の上八斗蒔線」沿いは特に被害が路線周域に渡り発生しており、尚且つ被災規模が大きく林道を含めた森林崩壊の復旧に相当な期間を要することから、全体整備計画を見直すものである。

(目標1) 林業の振興と地域環境の改善

(森林整備面積 518ha→620ha 20%の増)

(森林資源の搬出時間の短縮 65分→57分 8分短縮)

(目標2) 道路整備による拠点施設へのアクセス改善

(集落から都市部への走行時間短縮便益 7,125千円/年→2,375千円/年
67%の縮減)

(目標3) 災害時救援ルート of 確保

(国道424号の災害時に迂回利用する町道5ルート of 内2ルートの整備を行う。 確保率 2/5ルート 4割)

(目標4) 自然エネルギー of 安定供給 of 確保

(木質パウダー需要量 56t/年→112t/年 2倍)

5. 地域再生を図るために行う事業

(5-1) 全体の概要

本町を東西に走行する「国道424号線」「県道御坊美山線」「県道御坊中津線」を主要道路と位置付け、これらと密接に関連する町道・林道を整備・拡充することにより、道路ネットワークの強化をはかり、集落間および集落から主要施設へのアクセス

時間の短縮、通行の安全性の確保、災害時における緊急アクセス路の確保、森林へのアクセス改善による森林施業の促進（林業の振興および森林のもつ公益的機能の増進）を図ります。

(5-2) 特定政策課題に関する事項

該当なし

(5-3) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了しています。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面によります。

- ・町道：道路法第8条1項に規定する町道に認定済

町道藤野川大又線：昭和62年3月20日

町道皆瀬打尾線、町道打尾浅間峠線：昭和59年12月24日

- ・林道：森林法に基づく紀中地域森林計画(平成13年4月 1日樹立)に路線を記載

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道藤野川大又線(日高川町) 日高川町
- ・町道皆瀬打尾線(日高川町) 日高川町
- ・町道打尾浅間峠線(日高川町) 日高川町
- ・林道滝の上八斗蒔線(日高川町) 日高川町
- ・林道新行線(日高川町) 日高川町

[事業期間]

- ・町道(平成22～26年度)、林道(平成22～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道 1,337m、林道 3,360m
- ・総事業費 891,000千円(うち交付金 445,500千円)
 - 町道 746,000千円(うち交付金 373,000千円)
 - 林道 145,000千円(うち交付金 72,500千円)

(5-4) その他の事業

(1) 地域再生の核を担う都市住民と農山村集落の交流

以前より交流拠点として各施設の整備を進め、自然環境を活かした交流プログラムや、農林業体験・手作り体験など農林業・商工業と連携した参加体験型プログラムを行い、多様な交流を通じ、交流人口の拡大や定住人口の確保・拡大へと結びつけてきました。平成13年度から取り組んできた体験型観光については、1年目111人/年から、平成20年度現在では2,151人/年と増えてきており、さらに拡充を図っていきます。

(2) 滞在型観光、教育旅行の推進～農地民宿の確保

観光協会やゆめ倶楽部21、日高川町ふるさと振興公社等との連携のもと、近年整備をすすめてきた各観光・交流施設を利用した、参加体験・滞在型の観光・交流をさら

に積極的に進め「体験から交流へ、交流から定住へ」のシステムの実証を示していきます。

更に、農家民宿の許認可が規制緩和されたことにも鑑み、町内における「農家民宿」の設置（現在、簡易宿所営業許可農家民泊数10軒）に力を注ぎ、併せて、子どもたちが農山村でかけがえのない貴重な体験学習を深められるよう積極的に活動を進めていきます。

（3）産学官の連携で地域振興の拡大

シンクタンクの役割を果たす和歌山大学（経済学部橋本ゼミ）との地域共同研究にかかる連携は、平成15年度から取り組んでいて一定の成果を上げつつあり、更に平成19年度からは、和歌山大学（観光学部地域再生学科）と「移住・交流受入システム整備研究」についての研究に取り組み成果報告書をまとめることができました。また、平成20年度より「学生参画地域づくり体制サポートモデル事業（様々な問題を抱える中山間の農村において学生が参画した援農支援）」と「地域インターンシップ計画」を実施しています。今後さらなる活動に併せて、他の大学との連携にも積極的に取り組んでいきます。

（4）新規就農者の確保と遊休農地の活用

高齢化が進み耕作放棄農地が増加の一途を辿る現状であり、更に鳥獣害の被害による生産意欲の低下が追い打ちをかけています。こうした課題に対処するために、若手の新規就農者の確保とU I ターン者確保のための手段として、和歌山県就農支援センターや和歌山県ふるさと定住センターとの連携により、日高川町の農業のPRを機会あるごとに提供し積極的な人材確保に努めています。また、援農隊などを組織し、耕作放棄農地の解消・未収穫物の収穫援助を実施します。

さらに、本町の農地面積のうち約8%は遊休農地となっている一方、貸し農園への要求が高いため、町が農地法の特例に基づく貸し出し農園を提案し、現在町が仲介する形式で希望面積の29%を都市住民に貸し出しています。今後も貸し出しを推進し、遊休農地の解消を図っていきます。

（5）企業の森の誘致

平成15年に「体験から交流へ、交流から定住へ」の方程式の中で企業が社会貢献事業（CO2削減）とし取り組みをはじめた「企業の森」として、最初にユニチカ労働組合と貸与契約を結んで以来、現在では日本労働組合総連合会和歌山県連合会、セイカグループ、紀陽銀行、東洋紡績株式会社、社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、住友信託銀行株式会社、JA共済連和歌山の8社となりました。さらに、森林資源の整備を進めていくため、希望する所有者と企業の仲介を推進し、企業の森の拡充を図っていきます。

（6）企業のふるさとの誘致

「企業のふるさと」（平成22～24年度）は、「食」や「農業」に対する関心が高い企業にCSRの一環として、農村地域の資源を活用しながら、地域住民とともに安全・安心な米づくりや地産地消の推進、地域の景観保全に参画して頂くプログラムであります。このプログラムを活用し地域住民と企業間において協働・交流活動を促進し、地域資源を守りながら地域の活性化を図っていきます。

(7) バイオマスエネルギー事業

近年、地球温暖化等の環境問題への意識の高まりにより、森林の持つ多面的機能が重要視され、森林資源の循環的な利用の必要性が求められる中、日高川町総面積の87.5%が森林である特徴を生かし、身近なエネルギー源として平成22年度より森林で発生した間伐材等を燃料化した木質パウダーによるバイオマスエネルギーの利活用を実践しています。今後「自然エネルギー」として農業施設への推進を図り、さらなる需要の拡大を図っていきます。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本町が必要な調査を行い状況を把握・公示するとともに、関係行政機関により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととします。